

第1回 草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会 議事概要

日時:平成 24 年7月3日(火) 15:00~16:45

場所:草津商工会議所

開会

1. 挨拶

2. 委員の紹介及び事務局の紹介

3. 出席委員数 24名出席・欠席1名で会議の成立を確認。

4. 草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会設置要綱等について

○事務局説明

5. 会長・副会長の選出について

事務局提案を求める声あり。

事務局が伊勢村委員を会長に推薦し、一同了承。

設置要綱にもとづき、伊勢村会長より小林委員が副会長に指名された。

6. 中心市街地活性化法について

アドバイザーより、資料3に沿って説明がされた。

7. 検討事項

(1) 中心市街地活性化法によるエリア(案)について

事務局より、資料4、資料4-1、資料4-2に沿って説明がされた。

(2) 中心市街地活性化の課題および基本方針(案)について

事務局より、資料5、資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料5-4、資料5-5、資料5-6に沿って説明がされた。

(3) 今後の進め方(案)について、市民アンケート調査の実施について

事務局より、資料6、資料6-1、資料7に沿って説明がされた。

(4) 特別用途地域、建築条例の必要性について

事務局より、資料6-2の中心市街地活性化に伴う準工業地域の大規模集客施設の制限に沿って説明がされた。

8. 意見交換

(1)中心市街地活性化法によるエリア(案)について(検討事項)

アドバイザー :エリアについては、法の規定に即して、都市機能や商業集積といった要件を満たすこと、また草津市として中心市街地活性化のために必要な、草津川跡地など事業が想定されることも

含めるという意味では、概ね事務局の案が良いと考えられる。いずれにしても、現況調査や事業掘起しなど作業を進めるために一旦エリアを設定する必要がある。

委員：草津駅西口商店街の一部がエリア外になっているが、良いのかどうか疑問だ。

事務局：内閣府のヒアリング時にも同様の指摘があり、商店街がエリアをまたいでいるところは、エリア内に入れるようアドバイスを受けている。

委員：数年後にエリア外で事業が発生した場合は、新たに飛地として別のところにエリアを設定することができるのか。

アドバイザー：法の趣旨からして、中心市街地の区域は原則一つのまとまったエリアであるべきで、新たに別のエリアを中心市街地とするのは無理がある。区域の一部見直しは今後ありうるが、その時は基本計画そのものの見直しとして手続きをすることになる。事業など計画内容の見直しも同様である。

委員：基本方針に歴史・文化を掲げるならば、商業集積などだけでなく、黒門や立木神社、東海道まで入れてはどうか。

アドバイザー：草津市のまちづくりとしては、その考え方を視野に入れるが、中心市街地のエリアに入れるかどうかは考えなければならない。用途地域や土地利用の実態からは、法で規定する中心市街地の捉え方としてなじまない面もある。

委員：商店街連盟としては、すべての商店街がエリアに含まれないのであれば、今後中心市街地活性化の取り組みに理解や協力が得られない可能性がある。

アドバイザー：商店街のすべてを含むかどうかと同時に、エリアの設定は、活性化事業があるかどうかということも考慮することだ。いずれにしても、少しでも商店街が含まれないところの微修正は、今後検討する余地がある。

〈エリアについて以下の通り確認〉

- ①草津駅西口商店街を含め、草津守山線まで広げる。
- ②上記①の修正をしたエリアで一旦設定し、作業を進めることとする。
- ③今後、計画を精査していくなかで、必要に応じ修正することとする。

(2)中心市街地活性化の課題および基本方針(案)について(検討事項)

アドバイザー：細かい文言を今議論しなくても、事業掘起しなどはこの方針で進めることは可能だ。

各委員：特に意見なし

〈課題・基本方針について以下の通り確認〉

当面、この方針で作業を進める。詳細表現の修正は今後必要に応じて行なうこととする。

(3)今後のすすめ方について(報告事項)

委員：まちづくり会社設立や基本計画の認定申請まで、非常にタイトなスケジュールが示されているが、この検討会の回数、スケジュールで進めていくことが可能か。まちづくり会社については、資本金、役員、収益事業など時間をかけて組み立てる必要があるのではないか。民間からの出資者を募れるかどうかについても慎重な検討が必要だ。

事務局：しっかりと検討を進めると同時に、活性化の気運が高まったタイミングを逸してはならないと考

える。時間をかければ良いというものでもない。まちづくり会社については、すでに研究会を実施、設立準備会も今日から始まるので、市と会議所一体で進めていきたい。

アドバイザー：スピードの問題だけを指摘されているのではなく、まちづくり会社への市の支援が求められていると捉える。また、基本計画策定は、この検討会だけではなく、民間主導の基本計画検討プロジェクト会議をはじめ、市民フォーラム、民間事業相談会などあらゆる場で計画づくりを進めていくことになる。このようなスケジュールで進めることは可能だし、認定を受けた他都市でも同じようなスケジュールで取り組んでいるケースが少なくない。

委員：基本計画策定検討会と中心市街地活性化協議会はどう違うのか。

アドバイザー：この検討会は市が最終的に基本計画を策定する上で、意見を出し合う場であるが、法定の組織ではない。中心市街地活性化協議会は法定組織であり、計画段階、実施段階で主体的な役割を担う。国へは、活性化協議会の意見書をつけていなければ認定申請できない。また、この活性化協議会は、構成員としてまちづくり会社が必須となっており、まちづくり会社設立後でなければ立上げられないことになっている。策定検討会のメンバーの多くが、実際には活性化協議会の構成員になることも考えられる。

委員：大事なことは、活性化を継続して取り組むことである。まちづくり会社が担う役割を考えると、やはり市ではできない。難しいが、商工会議所が中心となって体制づくりを進めていただきたい。

アドバイザー：限られた時間ではあったが、中心市街地活性化を進めていく上で重要な意見交換がされ、第一歩を踏み出して、次に前進できる確認もなされた。今後は、計画の内容を充実させることが大切なので、それぞれの立場で事業計画を積み重ねるよう努めてほしい。

(4)その他

次回の日程について

平成 24 年 8 月 10 日(金)午後 1 時 30 分より、市役所 8 階大会議室にて実施予定。

閉会